

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成18年8月30日に開催した平成18年度第2回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より森林整備事業1箇所及びほ場整備事業1箇所、海岸事業3箇所、街路事業1箇所、下水道事業1箇所の審査依頼を受けた。

森林整備事業及びほ場整備事業、海岸事業、街路事業に関して、同年9月19日に開催した第3回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

また、下水道事業に関しては、同年8月30日に開催した第2回委員会及び同年9月19日に開催した第3回委員会において、市の担当職員から事業説明を受けるとともに審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

（1）森林整備事業〔県事業〕

1番 しんりんかんりどうはるあいづせん 森林管理道波留相津線

1番については、平成10年度に事業着手し平成15年度に再評価を行いその後おおむね3年を経過して事業内容の大幅な変更が必要と判断したため2回目の再評価を行った継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、間伐材の積極的な搬出を含め、林業振興に有効活用されたい。

（2）ほ場整備事業〔県事業〕

2番 くしたかみちく 櫛田上地区

2番については、平成8年度に事業着手しその後おおむね11年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業進捗率が94.5%と高いこともあり、事業継続を了承する。ただし、事業費の当初計画及び変更計画の対比など増加要因に関する説明が著しく不足していたことから、本事業を事後評価の対象とすることを希望するものである。

(3) 海岸事業 [県事業]

10番 ちよぎきこうかいがん
千代崎港海岸

11番 ながしまこうかいがん
長島港海岸

12番 きのもとこうかいがん
木本港海岸

10番、12番については、平成4年度に事業着手し平成13年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

11番については、平成2年度に事業着手し平成13年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、10番、11番、12番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 街路事業 [県事業]

13番 あいかわこへきばしせん
相川小戸木橋線

13番については、平成9年度に事業着手しその後おおむね10年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、歩道の安全・適正な利用に関する調査を行い、本事業に反映することを希望するものである。

(5) 下水道事業 [市町等事業]

111番 ちゅうせいえんがんりゅういきげすいどう しともがわしよりく りゅういきかんれんこうきょうげすいどう つし うすい
中勢沿岸流域下水道 (志登茂川処理区) 流域関連公共下水道 津市 (雨水)

111番については、平成9年度に事業着手しその後おおむね10年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成18年8月30日に開催した第2回委員会において審査を行った結果、費用

と便益の算出根拠について妥当性に疑問を持ったため、再審議としたものである。

審査を行った結果、便益の算出根拠について妥当と判断できる説明が不足していた。従って、これを説明できる資料の提出をまって再審議とする。

(6) 総括意見

- 一、事業目的にあげている便益については、費用便益比に反映することを希望するものである。
- 一、今後の再評価において、事業費の大幅な増額が生じた場合は、要因発生段階で再評価対象とされたい。また増加要因については当初計画及び変更計画の対比など十分な説明資料の提出を要望するものである。